



事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課
(公印省略)

全国がん登録における被保険者番号等の届出に関するQ&Aについて

がん登録制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 9 年 1 月 1 日より全国がん登録の届出項目に被保険者番号等を追加することについて、「全国がん登録の届出項目の追加（被保険者番号等の収集）について（再周知）」（令和 8 年 7 月 10 日付け厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）において、がん登録支援ソフト「Hos-CanR」の改修及びそのリリースについてお知らせしました。

それに加えて、今般、病院等における実務や対応等に資するよう、別添のとおり、全国がん登録における被保険者番号等の届出に関するQ&Aを作成しましたので、貴管内関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

全国がん登録における被保険者番号等の届出に関する Q&A

- Q1. 被保険者番号等の届出は、いつの症例から必要になりますか。
- A. 全国がん登録の届出項目として被保険者番号等が追加されるのは、令和 9 年 1 月 1 日診断症例からになります。被保険者番号等の届出の対応に向けて、各病院等ごとに被保険者番号等の保存場所、抽出形式（CSV 等）、Hos-CanR への連携・インポート方法など必要な対応について御確認いただき、院内のがん登録担当部署、情報システム部門、医事部門、電子カルテ・レセコンベンダー等と連携しつつ、必要な準備を進めていただくようよろしくお願いいたします。
- Q2. なぜ被保険者番号等の届出が必要になるのですか。
- A. 今後、改正がん登録推進法が施行され、NDB 等の他の公的データベース等の匿名化情報・仮名化情報との連結解析を行うことができるようになりますが、行政機関や民間機関（研究者・企業・病院等）が連結解析を行うにあたっては、病院等から収集した被保険者番号等から生成された個人識別子（ID5）を用いる必要となるためです。
- また、現在、病院等から届け出られたがん罹患情報については、都道府県及び国立がん研究センターにおいて、審査・整理（同一人物の重複届出の照合。目視確認含む）を行ったうえで全国がん登録データベースに記録・保存しているところ、被保険者番号等から生成された個人識別子（ID5）を用いることにより効率的かつ精緻な審査・整理を行うことも可能となります。これにより、都道府県から病院等へ審査・整理のための問い合わせを行い、病院等において確認作業を行う等の負担が減ることも考えられます。
- このような理由により、今般、届出項目として被保険者番号等を追加するものになります。
- Q3. どのシステムが対応予定ですか。
- A. Hos-CanR Lite/Next（がん登録支援ソフト）は、被保険者番号等の追加に対応する改修を行っております。Hos-CanR Lite/Next の概要や改修内容等については、本年 7 月 10 日に都道府県及び各種関連団体に発出した「全国がん登録の届出項目の追加（被保険者番号等の収集）について（再周知）」（令和 8 年 7 月 10 日付け厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課事務連絡）の別添 2 及び 3（別紙の参考資料）をご参照ください。また、GTOL/GTS の改修はそれぞれ令和 8 年 12 月、令和 9 年 6 月頃を予定しております。
- Q4. 患者が「いつの時点」で保有していた被保険者番号等を届け出ればよいですか。複数の保険情報が確認できる場合、どれを採用すればよいですか。

- A. いつの時点で保有するものを届け出ても構いません。

被保険者番号等を社会保険診療報酬支払基金（令和 8 年 10 月からは医療情報基盤・診療報酬審査支払機構）の履歴照会・回答システムを使って ID5 を生成することになる
ところ、どの時点の被保険者番号等であっても、同システムから最古の被保険者番号
等に遡ってその被保険者番号等から ID5 が生成されるため、ID 5 は一意に定まるため
です。なお、生活保護における受給者番号等の場合については、被保険者番号の欄に
記入いただくようお願いいたします。

- Q5. 患者の保険変更があった場合（※）、届出内容の修正は必要ですか。

※例：退職により健康保険から国民健康保険に変わった、転職により A 社の健康保険組合を
脱退し B 社の健康保険組合に加入することになった等（により被保険者番号等が変更
した）。

- A. 不要です。

- Q6. 被保険者番号等が電子カルテ画面に表示されないのですがどうすればよいですか。電
子カルテのシステム改修は必須ですか。

- A. 被保険者番号等の取扱いは病院等ごとに異なるため、病院等が契約しているベンダー
等と相談いただきながらご対応いただければ幸いですが、必ずしも電子カルテを改修せ
ずとも、レセプトコンピューター（レセコン）から被保険者番号等を自動で抽出して
Hos-canR へ取り込めるようなシステム改修をご検討いただくことも考えられます。

- Q7. 医事システムやレセコンにしか被保険者番号等の情報がない場合はどうすればよいで
すか。

- A. 被保険者番号等が保存されているシステムは病院等ごとに異なりますが、医事会計シ
ステム（例：IBARS）やレセプトコンピューター（レセコン）に保存されている場合
は、それらから被保険者番号等を自動で抽出して Hos-canR へ取り込めるような改修を
ご検討いただければと思います。

- Q8. 病院等が被保険者番号等を届け出なかった場合、罰則はありますか。

- A. 病院等が罰則を受けることにはなりません、被保険者番号等が確認できたにもかか
わらず届け出なかった場合には、都道府県から届出の勧告がなされ、その勧告に従わ
なかったときにはその旨が公表されることとなります。

- Q9. 被保険者番号等を届出項目へ追加するにあたって、国から病院等への財政面の措置・
支援はありますか。

- A. 国から病院等への直接的な財政的支援は予定しておりませんが、病院等における負担

軽減のため、国立がん研究センターから病院等へ、被保険者番号等に対応した届出支援システム（Hos-CanR）を無償で配布しましたので、そちらもご活用のうちご対応いただくようお願いいたします。

Q10. その他分からない点があった場合、どこに問い合わせればよいですか。

A. 詳細な点（システム面等）については、以下までお問い合わせください。

国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん登録センター

■Hos-CanR（がん登録支援ソフト）に関する窓口

tds@ml.res.ncc.go.jp

■がん登録オンラインシステム問合せフォーム

<https://entry.gt01.ncc.go.jp/questions/create/>